

## 第一章 総則

第 1 条 この法人は、学校法人九里学園と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市南区文蔵 3 丁目 9 番 1 号に置く。

## 第二章 目的及び事業

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

## 1. 浦和大学

総合福祉学部	総合福祉学科
こども学部	こども学科
	学校教育学科

## 2. 浦和大学短期大学部

介護福祉科

## 3. 浦和実業学園高等学校

全日制課程 普通科・商業科

## 4. 浦和実業学園中学校

## 第三章 役員及び理事会

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事 7 人以上 9 人以内

2. 監事 2 人もしくは 3 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち 2 人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事を解任するときも、同様とする。

第 6 条 この法人の業務の決定及び理事の職務執行の監督は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は理事長が招集する。

3 理事会は議長を置き、理事長をもってあてる。

4 理事長は理事の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集

を請求された場合には請求のあった日から7日以内に招集しなければならない。

- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 6 理事会の議事は、法令に特別な規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第8条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第9条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行なう業務についてこの法人を代表しない。

第10条 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

第11条 理事は次の各号に掲げる者とする。

1. 学長及び校長の中から、理事会において選任された者1人もしくは2人
2. 評議員のうちから、その互選により選任された者3人
3. 学識経験者又は功労者の中から、理事会において選任された者3人もしくは4人

- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長・校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

第12条 この法人には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に特別の功労のあった者の中から理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問は、理事会及び評議員会に随時出席して、意見を述べることができる。

但し、議決に加わることはできない。

第13条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

1. この法人の業務を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
4. 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

5. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

6. この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第15条 役員（第11条第1項第1号に規定する理事を除く。）の任期は、4年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることできる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではその職務を行う。

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

3. 職務上の義務に著しく違反したとき。

4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

1. 任期の満了。

2. 辞任。

3. 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、決議録を作成しなければならない。

2 決議録には、出席した理事全員が記名押印し、常にこれを学園本部事務室に備えて置かなければならない。

#### 第四章 評議員会及び評議員

第18条 評議員会は、15人以上19人以内の評議員をもって組織する。

2 評議員会は理事長が招集する。

3 評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、その議決をすることができない。但し、当該議事につきあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

6 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する

ところによる。

7 前項の場合、議長は評議員として議決に加わることはできない。

第19条 次に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 予算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
2. 事業計画
3. 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
4. 寄附行為の変更
5. 合併
6. 理事の3分の2以上の同意による解散又は目的たる事業の成功の不能による解散
7. 寄附金品の募集に関する事項
8. その他、この法人の業務に関する重要な事項で理事長が必要と認めた事項

2 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から意見を徴することができる。

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1. 学長及び校長
2. この法人の職員で、理事会において推薦されたもののうちから、評議員会において選任された者4人もしくは5人
3. この法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから  
理事会において選任された者3人もしくは4人
4. 第11条第1項第3号の理事の互選によって定められた者3人もしくは4人
5. この法人に関係のある学識経験者及び功労者で、前各号に規定する評議員の過半数により選任された者3人もしくは4人

2 前項第1号第2号及び第4号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学長・校長・職員及び理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第21条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

1. 任期の満了。
2. 辞任。

第22条 評議員(第20条第1項第1号に規定する評議員を除く。)の任期は2年とする。  
但し、補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期满了後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

第23条 第17条の規定は、評議員会の決議録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

## 第五章 資産及び会計

第24条 この法人の資産は次のとおりとする。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 授業料・入学金及び試験料
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

第26条 基本財産は、これを消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限り理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、これを処分することができる。

2 前項の基本財産の処分は、文部科学大臣の承認を受けなければ処分することができない。

第27条 運用財産のうち、現金は確実な有価証券を購入するか、確実な銀行に預金するか又は郵便貯金として理事長が保管する。

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、授業料・入学金・その他の運用財産をもって支弁する。

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第30条 この法人の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、評議員会の意見を聞いて、理事会において決定する。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入するか、次会計年度に繰越すものとする。

第33条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

## 第六章 解 散

第35条 この法人は、私立学校法第50条第1項第3号から第6号までに掲げる事由に因るほか、理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって解散する。

2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 目的たる事業の成功の不能による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第36条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人もしくは地方公共団体に、理事会において出席した理事の4分の3以上の議決によって選定されたものに帰属する。

第37条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

2 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

## 第七章 寄附行為の変更

第38条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。

- 2 前項の寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前2項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第八章 公示の方法その他

第39条 この法人は、第33条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

1. 寄附行為
2. 役員及び評議員の名簿及び証ひょう書類
3. その他必要な書類及び帳簿

第40条 この法人の公示は、九里学園の掲示場に掲示して行なう。

第41条 この法人の寄附行為の施行細則は、理事会において定める。

#### 附 則

1. 第17条第1項第3号に規定する学校の卒業生が、25歳以上になるまでは当分の間「設置する学校を卒業した者」とあるを「設置する学校の卒業生又は在学者の父兄」と読み替えるものとする。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	九 里 總一郎
理 事	尾 田 秀三郎
〃	斉 藤 チ イ
〃	横 浜 安 夫
〃	九 里 幾久雄
監 事	久 田 迪 夫
〃	横 山 静 吾

#### 附 則

昭和44年10月 9日一部変更認可

#### 附 則

昭和45年 6月12日一部変更認可

#### 附 則

昭和49年12月26日一部変更認可

附 則

昭和50年12月 2日一部変更認可

附 則

昭和52年 4月22日一部変更認可

附 則

昭和52年 7月28日一部変更認可

附 則

昭和52年11月29日一部変更認可

附 則

昭和54年 6月28日一部変更認可

附 則

昭和60年 7月20日一部変更認可

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成4年 5月25日）から施行する。

附 則

平成 5年 3月 2日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年3月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

1 平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（浦和短期大学の経営科・英語科・福祉科の存続に関する経過措置）

2 浦和短期大学の経営科・英語科・福祉科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

1. （施行期日）

この寄附行為は、平成16年 4月 1日から施行する。

2. (浦和大学短期大学部の福祉科の存続に関する経過措置)

浦和大学短期大学部の福祉科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成16年 3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成17年 3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

平成18年11月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

平成20年 2月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年3月22日)から施行する。但し、第4条第1号は平成29年 4月 1日から施行する。